【資料編】

Ⅷ　東京都等の基地対策

２　横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

資料 85

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会規約

（名称）

第１条　この会は、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、東京都と横田基地が所在する周辺市町が密接に連携し、基地に起因する問題の解決に向け、基地の整理・縮小・返還を含めた協議を行うことにより、住民福祉の向上を図ることを目的とする。

（組織）

第３条　協議会は、東京都及び立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町をもって組織する。

（事業）

第４条　協議会は、目的達成のため、次の事業を行う。

（１）基地に関する問題の解決策の検討

（２）国、在日米軍への要請

（３）基地問題に関する情報の収集等

（４）その他協議会の目的達成に必要なこと

（役職員）

第５条　協議会に次の役職員を置く。

（１）会長　　１名

（２）副会長　　１名

（役職員の選任）

第６条　役職員の選任は、次の方法による。

（１）会長は都知事とする。

（２）副会長は横田基地周辺市町基地対策連絡会の幹事市町長とする。

（会議）

第７条　協議会の会議は、定例会及び臨時会とし、会長が招集する。

２　定例会は、都知事及び関係市町長による会議として、年１回の開催とする。

３　臨時会は、必要に応じて開催する。

（幹事会）

第８条　協議会の下に幹事会を置く。

２　幹事会は、協議会の運営に関する調整事項を処理する。

３　幹事は、東京都都市整備局の理事級職及び関係市町の基地対策担当部長をもって充て、幹事長は東京都都市整備局の理事級職とする。

（事務局）

第９条　協議会の事務局は、東京都に置く。

（会計）

第 10 条　協議会の会計は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　協議会の活動に必要な経費は、加入都市町の負担とする。

３　協議会の予算の決定及び決算の承認は、幹事会において行う。

（補足）

第 11 条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は、協議会にはかって会長が定める。

付　則　この規約は、平成８年１１月１１日から施行する。

付　則　この規約は、平成１３年４月１日から施行する。

付　則　この規約は、平成１６年４月１日から施行する。

付　則　この規約は、平成２３年７月１６日から施行する。

付　則　この規約は、平成２４年７月１日から施行する。

付　則　この規約は、平成２５年５月２７日から施行する。

付　則　この規約は、平成２６年７月１６日から施行する。

資料 86

令和３年度 横田基地対策に関する要望書（関係省庁宛）

（令和３年１２月２４日）

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

宛先：内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣、防衛大臣、北関東防衛局長

横田基地の存在は、住民の生活に様々な影響を及ぼすばかりでなく、広域的都市活動やまちづくりの阻害要因となるなど、地元自治体の行財政運営にも大きな影響を与えています。

横田基地の存在は、住民の生活に様々な影響を及ぼすばかりでなく、広域的都市活動やまちづくりの阻害要因となるなど、地元自治体の行財政運営にも大きな影響を与えています。

そこで、東京都及び横田基地が所在する周辺市町は、平成８年に「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」を設立し、基地の整理・縮小・返還を含めた多岐にわたる協議を行い、同基地に起因する諸問題の解決に努めてきました。

横田基地は人口が密集した市街地に所在しており、周辺住民は航空機の騒音に悩まされ続け、航空機騒音の軽減措置に関する日米合同委員会合意があるにもかかわらず、同基地周辺の環境基準は依然として達成されていません。

これまで横田基地では、航空機の緊急着陸や部品及びパラシュートの落下、大規模な火災及び燃料漏出事故等、大惨事につながりかねない事故が度々発生しています。平成３０年度には人員降下訓練中、パラシュート落下事故が複数回発生し、令和２年年７月にも人員降下訓練中の事故が２件発生しています。編隊飛行訓練、頻繁な人員降下訓練、事前の情報提供がない中での多数の戦闘機の飛来なども行われています。

また、ＣＶ－２２オスプレイが平成３０年１０月１日に横田基地に正式配備されました。オスプレイについては、これまでの国内外における事故や配備後の飛行に伴う騒音などにより、周辺住民の不安が依然としてぬぐえない状況にあります。このような中、令和２年６月には、横田基地所属のＣＶ－２２オスプレイによる部品遺失事故が発生しました。

さらに、横田基地所属のＣＶ－２２オスプレイが令和３年６月には山形空港に、同年９月には仙台空港に、１２月には館山航空基地に予防着陸しましたが、飛行中の機体のトラブル発生は、人命に関わる重大な事故につながりかねず、周辺住民の不信及び不安を増大させるものであります。加えて、高高度滞空型無人偵察機であるＲＱ－４グローバル・ホークが、令和３年度も、一時展開されました。平成２９年度以降、横田基地への一時展開は４回目であり、令和元年度以降３年連続となることから、横田基地への一時展開の常態化を含む今後の運用が懸念されます。

そのほかにも、基地に対するテロの可能性、諸外国や基地間での往来による新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－１９）をはじめとした感染症の拡大への懸念があるほか、令和元年度以降、横田基地所属軍人・軍属の飲酒運転による非常に危険かつ悪質な交通事故が７回も発生するなど、基地周辺地域における事件・事故により、周辺住民の不安は、これまでになく高まっています。

国においては、周辺住民の生活環境の整備や民生安定などの様々な施策を推進されていますが、横田基地が人口の密集した市街地にあることや、民間飛行場とは異なる不規則な飛行実態であること等を考慮し、新たな交付金制度の創設や基地交付金・調整交付金及び基地周辺対策予算の一層の拡充を図る必要があります。

また、「再編実施のための日米のロードマップ」に基づく、航空自衛隊航空総隊司令部の横田基地移転に伴い設置された、共同統合運用調整所の運用等に当たっては、周辺住民に不安を与えることのないよう、引き続き適時適切な情報提供を行うことが不可欠です。

日米地位協定については、これまでも、平成２７年９月に環境補足協定、平成２９年１月に軍属に関する補足協定が締結されるなど、同協定の運用改善に向けた取組がなされていますが、犯罪防止や安全運航の観点から、米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの取組の徹底に加え、安全飛行の確保、点検整備の強化等の措置を講ずるほか、基地に関する諸問題を解決するため、同協定の適切な見直しを図る必要があります。

また、同協定の適切な見直しだけでなく、日米合同委員会における合意事項の遵守状況の確認や改善についても、国が責任を持って取り組んでいくことが必要です。

周辺住民がおかれている耐え難い実情を十分に理解され、下記の事項について速やかに実現されるよう要望いたします。

要望事項

１　基地問題の解決のために基地の整理・縮小・返還を含めた必要な措置を講ずること。また、横田基地における米空母艦載機着陸訓練を実施しないこと。

横田基地は人口が密集した市街地に所在しており、航空機による騒音被害及び事故に対する不安等が住民生活に様々な影響を与えるとともに、地域のまちづくりの障害になっている。

周辺住民の平穏で安全な生活を守り、地域のまちづくりを推進するため、基地の整理・縮小・返還を含めた必要な措置を講ずること。

また、硫黄島で実施される米空母艦載機着陸訓練の予備飛行場に横田基地が令和２年に引き続き２年連続で指定された。米空母艦載機の飛行訓練がひとたび実施されれば、その影響は甚大であり、周辺地域の平穏な住民生活は著しく損なわれるため、今後も横田基地における米空母艦載機着陸訓練を実施しないことはもとより、予備飛行場にも指定しないこと。

２　騒音防止対策を推進すること。

（１）周辺住民の騒音被害の軽減のため、昭和３９年及び平成５年の日米合同委員会の合意事項を厳守し、さらに以下の項目については早急に対策を講ずるよう、米軍に申し入れること。

（ア）２２時から６時までは、航空機の飛行等を行わないことを徹底するとともに、夜間及び早朝において制限時間の拡大を図ること。

（イ）周辺地域に影響のある航空機のエンジンテストについては、１７時から８時までの間は行わないこと。

（ウ）土曜日、日曜日、日本の祝日、盆、年末年始及び入学試験等の特別な日において、航空機の飛行及びエンジンテスト等による騒音を発生させないこと。

（エ）横田基地周辺市街地上空での低空飛行及び旋回飛行を行わないこと。

（オ）航空機による編隊飛行訓練等においては、横田基地外に影響を及ぼさないよう配慮すること。

（カ）ヘリコプターによる飛行訓練については、原則として横田基地の上空で実施すること。やむを得ず横田基地外で行う場合は、人口密集地域上空での飛行を避けること。

（キ）航空機の点検等に伴い発生する騒音について、必要な防音措置をとること。

（ク）ヘリコプター及びオスプレイ特有の騒音の軽減策について検討を行うこと。特に、騒音を伴う地上及びその付近でのアイドリング及びホバリングは、極力行わないこと。

（ケ）横田基地所属以外の部隊による飛行訓練を極力行わないこと。

（コ）航空機の飛行・訓練等に当たっては、周辺住民が、新型コロナウイルス禍での在宅勤務、窓を開けての換気対策、長期にわたる外出自粛等による様々な不安やストレスによる心身等への影響を抱えながら、新しい生活様式を余儀なくされていることに配慮すること。

（２）住宅防音工事等周辺対策の充実及び強化を図ること。特に住宅防音工事については、以下の項目を実施すること。

（ア）防衛施設周辺放送受信事業の見直しが実施されたことの影響も考慮し、助成対象となっている住宅の防音工事を早期に完了すること。

（イ）令和３年４月に防音工事の助成対象となる住宅の条件が一部緩和されたものの、区域指定告示以降の新築住宅の全てについて、防音工事の助成対象とすること。また、従来と異なる地域からも航空機騒音等の苦情が増加しているように、区域の見直し時の飛行実態からの変化が見られるため防音工事対象区域の拡充を図ること。

（ウ）防音工事対象区域の指定値を、住宅の騒音被害の実態及び地形等を十分に考慮し、航空機騒音に関する住居系地域の環境基準に合わせ、Ｌｄｅｎ５７デシベルに改正すること。

（エ）空気調和機器の機能復旧工事を速やかに行うとともに、全額補助とすること。

（オ）防音工事に伴う維持管理費を全世帯に補助すること。

（カ）節電に対応するため、太陽光発電システムの設置を住宅防音工事事業として実施できるよう制度を改正すること。

（３）航空機の低騒音化技術の開発及び低騒音機の使用の促進を図ること。

（４）地元自治体が実施する騒音測定器の維持及び更新並びに測定に要する費用について、国の助成制度を設けること。

（５）パブリック・アドレス・システム及びグラウンド・バースト・シミュレーター等の使用に当たっては、設置場所や使用する時刻、音量に配慮するなど、横田基地の外に影響を与えないよう引き続き必要な措置を講ずること。

（６）飛来機も含め航空機のエンジンテストは専用施設で実施すること。

（７）米軍再編に伴い、航空自衛隊航空総隊司令部が運用されているが、自衛隊機の飛来については周辺の平穏な生活に配慮し、必要最小限にとどめること。

３　基地運用の安全対策を徹底し、航空機事故を防止すること。

横田基地においては、航空機の緊急着陸や部品落下、訓練中のパラシュート落下事故、大規模な火災及び燃料漏出事故等、大惨事につながりかねない事故が度々発生しており、再発防止のため、以下の項目について米軍に申し入れること。

（１）軽飛行機を含む全ての航空機の運用について、安全確保の徹底と事故防止に万全の措置を講ずること。

（２）万一、事故等の不測の事態が発生した際は、原因究明及び航空機の整備点検の徹底により、安全性が確認されるまで、運用を再開しないことはもとより、航空機の運用に携わる全ての者に対し徹底した指導や訓練等を行うなど、再発防止に万全の措置を講ずること。また、必要に応じて現場説明を行うことなどを含め、正確な情報を迅速かつ的確に提供すること。

（３）人員降下訓練や物料投下訓練の実施に当たっては、訓練開始直前や当日、あるいは、訓練が終了してからの情報提供という事例や、情報提供がなかった事例もあったことから、訓練情報の早期提供を徹底するとともに、可能な限り詳細な訓練情報を訓練規模の大小にかかわらず、提供すること。また、人口密集地で行う訓練の危険性を十分考慮の上、これまでに発生したパラシュートやフィンの基地外への落下事故と同様の事故を防止し、基地周辺地域に影響を及ぼさないこと。 加えて、横田基地所属以外の部隊による大規模な人員降下訓練や物料投下訓練を行わないこと。

（４）基地の運用に当たっては、基地外への影響を最小限に止め、周辺住民に不安を与えることのないよう細心の配慮をし、安全対策を徹底すること。

４　自衛隊の運用に当たり、周辺住民に配慮すること。

米軍再編に伴い移転した航空自衛隊航空総隊司令部の運用については、適時適切な情報提供に努めるとともに、周辺住民への影響を増大させるような基地機能の強化を行うことのないよう、地元自治体の意見を聴取し、意向を尊重すること。

５　オスプレイの配備・運用等について最大限の配慮を行うこと。

オスプレイについて、周辺住民から安全性への懸念が十分に解消されていないとの声があることから、以下の項目について実施すること。また、平成３０年４月以降当協議会が行った要請内容について、真摯に対応すること。

（１）ＣＶ－２２オスプレイの運用について

横田基地に配備されているＣＶ－２２オスプレイの運用について、目視等により迅速かつ正確な情報提供を行うとともに、ホームページ等による公表に努め、地元自治体や周辺住民に対する十分な説明責任を果たすこと。

また、国の責任において、以下のことを米国に働きかけること。

（ア）既存の日米合同委員会合意事項を遵守すること。

（イ）飛行高度や飛行経路などの飛行実態及び訓練等の情報や機体の安全性に関する情報について、迅速かつ正確な情報提供を行うこと。

（ウ）安全対策を徹底すること。

（エ）生活環境への配慮を行うこと。

（オ）令和３年６月１４日、９月２２日及び１２月１日に発生した山形空港、仙台空港及び館山航空基地への予防着陸について、当協議会は、トラブルの原因究明を行い再発防止を図ることや、航空機の点検整備の強化等を、要請してきたが、連続してこのような予防着陸が発生したことは、多くの住民に不安を与えるものである。飛行中機体にトラブルが発生することは、人命に関わる重大な事故につながりかねないことから、これまで以上に安全確保の徹底を図ること。

（２）ＣＶ－２２オスプレイの今後の配備等について

ＣＶ－２２オスプレイは令和６年頃までに合計１０機が横田基地に配備される予定としているところ、既に配備されている部隊に追加されるものとして、１機が、令和３年７月６日に、横田基地に到着した旨米側から説明があったと、国は同年７月２０日に公表した。今回の追加配備については、事前の情報提供がないなど、周辺住民の米軍に対する不信感に繋がりかねない。

ＣＶ―２２オスプレイの今後の配備については、実際の配備に当たっての事前の情報提供を必ず行うこと。また、これまでにＣＶ―２２オスプレイ配備に伴い横田基地内に配属された人員数や追加配備に伴い配属された人員数、施設整備について、詳細な情報提供を行うこと。さらに、今後の配備計画等について地元自治体へ迅速かつ正確な情報提供を行うこと。

（３）ＭＶ－２２オスプレイの飛来について

横田基地への飛来については、国の責任において迅速かつ正確な情報提供及びホームページ等による公表に努め、地元自治体や周辺住民に対する十分な説明責任を果たすこと。

同様に、米国に対しても、周辺住民の不安を解消するため、十分な情報提供を行うとともに、安全対策の徹底と環境への配慮等を、引き続き働きかけること。

（４）オスプレイの運用に係る日米合同委員会合意事項の遵守状況の確認について

既存の日米合同委員会合意事項の遵守状況を確認し、地元自治体や周辺住民に対して説明を行うこと。

（５）低周波音の調査について

オスプレイについては、低周波音による健康影響等を懸念する声があることから、国の責任において、低周波音に関する調査検討を引き続き実施し、必要な対策を講ずること。

６　感染症の拡大防止措置及び情報提供を行うこと。

国内外を問わず感染症が発生した際は、感染拡大防止のため、適切かつ万全な予防措置を講ずるとともに、具体的な措置状況を直ちに地元自治体に連絡すること。

特に、新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－１９）については、国の責任において情報収集に努め、適時適切に公表するとともに、以下の項目について実施するよう、米軍に働きかけること。

（１）感染拡大防止のため、迅速かつ万全な措置を講じること。

（２）横田基地内で働く駐留軍等労働者や契約業者等の感染防止に引き続き万全を期すこと。

（３）感染症の発生状況や措置状況等の周辺住民が安心して生活するために必要かつ詳細な情報について、積極的な公表及び地元自治体への迅速な提供を行うこと。

（４）在日米軍による希望する駐留軍等労働者に対するワクチン接種について、国と在日米軍の間及び国の関係機関間で十分な調整を行い、ワクチン接種を受けた駐留軍等労働者が不利益を被ることのないよう、適切な対応を採ること。

７　地元自治体へ適切に情報を提供すること。

横田基地の管理及び運用に伴い、地元自治体に影響を与える事柄については、適時適切に情報提供を行うこと。特に、以下の項目については、報道等で発表される前に、迅速に詳細な情報を提供すること。また、地元自治体に多大な影響を与える事柄については、事前に意見を聴取し、意向を尊重すること。

これらに加え、周辺住民に早急に伝達する必要がある事故が発生した際には、横田基地自らプレスリリースを行うよう、米軍に働きかけること。

（１）航空機の離着陸回数等に関する統計資料

（２）　米空母艦載機飛行訓練の実施予定及び訓練内容の報告

（３）　航空機の飛行高度や飛行経路などの飛行実態に関する情報

（４）パブリック・アドレス・システム及びグラウンド・バースト・シミュレーター等を使用した訓練及び人員降下訓練等の実施に関する情報

（５）　米軍構成員等が関係する事件及び事故に関する情報（内容、原因、処理経過及び再発防止策等）

（６）　基地に起因する事件及び事故等に関する情報（内容、原因、処理経過及び再発防止策等）

（７）　基地内の施設整備計画及び変更に関する事前情報

（目的、内容及び時期等）

（８）日米合同委員会での合意事項等に関する情報

（９） 周辺住民に影響を及ぼすような我が国及び米国政府の動向に関する情報

(10) 横田基地内の環境に関する情報及び環境対策への対応状況（周辺住民に影響を与えるバードコントロール、雨水流出の防止、下水道管の整備及び維持・管理、廃棄物等の種類・処理方法、廃棄物処理施設・ボイラー施設等からの排煙、特定外来生物の侵入防止、燃料等流出時の土壌対策・流出後の土壌や地下水の調査方法・結果及びＰＦＯＳ等を含む泡消火剤の保管・点検・交換・処分状況・今後の処分完了の見通しと基地内の井戸水における検出状況等）

(11) 米軍再編に関する情報（航空自衛隊航空総隊司令部及び自衛隊機の運用状況を含む。）

(12) 重要影響事態安全確保法第９条に基づく協力要請に関する情報

(13)「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づく各種規制措置に関する情報及び同法律の運用等に関する情報

８　基地交付金、調整交付金及び基地周辺対策予算等の充実を図ること。

基地交付金、調整交付金及び基地周辺対策予算等については、制度の目的に沿った増額措置がなく、自治体の財政を圧迫している状況であるため、所要の予算を確保し、以下の項目について一層の充実を図ること。

（１） 基地交付金及び調整交付金について

（ア）国有財産台帳価格に固定資産税の税率（対象資産価格の１００分の１．４）を乗じた額（固定資産税相当額）を交付すること。

（イ）財源超過団体に対する減額措置を廃止すること。

（ウ）対象資産について

・特定飛行場周辺の指定区域内において、国が買い入れた土地についても対象資産とするなど、対象範囲を拡大すること。

・新たに国有提供施設等の資産が増えた場合には、日米地位協定に基づく提供合意を速やかに行うこと。

・対象資産の資産価格等、交付金の具体的な算出根拠を明らかにすること。

・基地交付金に係る資産評価については、近傍類似地域と格差が生ずることのないよう必要な措置を講ずること。

（２）基地周辺対策予算について

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」関係

（ア）障害防止事業及び民生安定助成事業について、地元自治体の意向を十分に尊重し、採択基準及び適用基準の見直しや、補助対象拡大を早急に行うとともに、補助率の引上げを行うこと。

特に騒音防止事業及び防音助成事業については、米軍の飛行実態や基地の運用形態、及び公共施設の利用時間帯を考慮し、採択基準の見直しを行うこと。（３条及び８条関係）

（イ）防音工事（空調復旧工事を含む。）により設置した空調機の維持管理費については、対象施設や工事種別に関わらず、補助対象とすること。

（ウ）ＮＨＫ放送受信料補助事業の見直しについて、対象世帯や事業者の視聴環境の実態に即した適切な対応を行うとともに、国の責任において、対象世帯等への説明や問合せ対応を行うこと。また、対象となる住宅防音工事の早期実施により、良好なテレビ視聴環境の整備を図ること。さらに、基地に起因する受信障害については、万全な防止策を講ずること。

（エ） 緑地帯及びその他緩衝地帯について、周辺住民の生活環境を損なわないよう、草刈り及び剪定等の実施回数及び時期を見直すなど、適正な管理を図るとともに、住民の要望に沿った柔軟な対応ができる仕組みづくりを検討すること。（６条関係）

（オ）特定防衛施設周辺整備調整交付金については、ＣＶ－２２オスプレイが配備されるなど、基地の運用による負担を大きく受けている実態を十分踏まえて着実な増額を行うとともに、地元自治体の実情を十分認識し、更なる適用基準の緩和や手続きの簡略化及び効率化を図ること。また、交付金の内示は年度当初に一括で行うこと。やむを得ず２期に分ける場合は内示の早期化を図ること。

（９条関係）

（カ）施設区域取得等事務地方公共団体委託費の大幅な増額及び充当範囲の拡大を図ること。

（キ）まちづくりにおいて、基地の影響により所要経費が増加する場合、その増加分に対して新たな財政支援を検討すること。

（ク）横田基地が市街地に所在することによる住民への負担を考慮した新しい交付金制度の創設を検討すること。

「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」関係

（ケ）農耕阻害損失補償について補償の充実を図ること。

（３）再編交付金の交付終了に伴う財政措置について

横田基地に係る再編交付金の交付は終了したが、終了後も基地周辺住民に与える影響は変わらないことから、これに代わる財政措置を講ずること。

（４）CV－22オスプレイ配備に伴う財政措置について

平成３０年１０月に横田基地へＣＶ－２２オスプレイが５機配備され、令和元年７月からは第２１特殊作戦中隊及び第７５３特殊作戦航空機整備中隊により運用されている。配備計画では令和６年頃までには計１０機のＣＶ－２２オスプレイ及び約４５０人の人員の配備が予定されている中、既に、令和３年７月に６機目が配備されている。航空機騒音の増大や新たな施設の設備、米軍人口の増加に伴い周辺住民への負担や地元自治体への影響が一層増加するため、現行制度の充実や制度の創設による財政措置を講ずること。

９　航空機に関する環境調査を実施すること。

（１）実状を踏まえ、航空機騒音の測定場所を適切に増設すること。また、待機中の航空機による騒音を調査し、対策を講ずること。

（２）航空機の排気ガスによる大気汚染に関し、基地の実態を反映した調査を実施すること。

（３）航空機騒音等による健康被害調査を実施すること。

（４）航空機の飛行高度について、日米合同委員会の合意事項の遵守状況を確認するための調査を実施すること。

１０　泡消火剤【有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ）】の適正処理を行うこと。

ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡは国内での製造等が原則禁止されている。

また、基地内で、ＰＦＯＳが含まれる泡消火剤の流出等の事故が発生すれば、基地外の環境にも影響を及ぼしかねないことから、徹底した安全対策を講じる必要がある。

これらのことを踏まえ、以下の項目について米軍に申し入れること。

（１）泡消火剤については、有機フッ素化合物（PFOS、PFOA）を含まないものに早急に交換するとともに、交換が終わるまでの間、適切に保管、点検すること。

（２）交換後、保管されている泡消火剤は、適切な方法により早急に処分するとともに、処分までの間使用しないこと。

１１　日米地位協定とその運用について適切な見直しを行うこと。

日米地位協定とその運用について、以下の項目の適切な見直しを行い、改善を図ること。

（１）１条関係

平成２９年１月に締結された日米地位協定の軍属に関する補足協定について、その運用について透明性を確保するため、同協定第５条で定める通報及び軍属に関する定期的な報告等の内容に関する情報を公表すること。

（２）２条関係

定期的に基地の使用目的や返還の可能性を検討するとともに、検討に際しては、地元自治体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。

（３）３条関係

（ア）施設及び区域周辺の生活環境の保全並びに安全の確保のために、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の国内法を、施設及び区域へ適用する旨を明記し、法律等に基づく報告を行うこと。

また、平成２７年９月に締結された環境補足協定については、環境に影響を及ぼす可能性がある場合には、通報の有無に関わらず、立入調査を行えるよう、改善を図ること。

さらに、通報の基準については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続き（外務省仮訳）」のうち、環境補足協定と関連する事項について、環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合にまで拡大すること。

あわせて、施設及び区域において排出されるガス、排煙等の調査の実施及び結果並びに改善の内容について公表すること。

（イ）基地内の廃棄物処理施設について、毎年度、実地調査を実施するとともに、調査結果を提供すること。

（ウ）施設及び区域の運用に当たっては、安全確保を優先し、施設の改修工事等を実施する際には、騒音の軽減及び粉塵の飛散防止に適切な措置を施し、周辺住民の生活や農作物に影響を与えることのないよう、細心の配慮をすること。

特に航空機の万全な整備点検による事故の未然防止策の徹底、危険物の輸送・管理及び訓練時等の安全対策の徹底を明記すること。

（エ）施設及び区域内への緊急車両等の立入手続きの簡素化に努めること。

（４）９条関係

施設及び区域周辺の生活環境の保全並びに安全の確保のため、人及び動植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法を適用する旨を明記すること。

特に、日本国外から民間空港を経由して入国する場合と同様に、米国から直接基地に入国する場合においても、原則として検疫が国内法令において定める基準に従って行われるよう、早急に検討を進めること。

また、米軍構成員等の感染症に関する情報を的確に把握し、地元自治体へ速やかに情報提供の上、連携して対処すること。

（５）　１３条関係

米軍構成員等の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税の優遇制度を是正すること。

（６）　１６条関係

米軍構成員等による交通事故や犯罪を防止するとともに、施設及び区域外における迷惑行為を行わないよう、更なる規律の保持及び教育の徹底等の措置を講ずる旨を明記すること。

近年、飲酒運転による交通事故という、非常に危険かつ悪質な事故が繰り返し発生し、周辺自治体と横田基地との信頼関係が損なわれ、かつ、周辺住民の不信と不安がこれまでになく高まっている状況を踏まえ、飲酒運転防止に係る取組を強化・徹底すること。

（７）１７条関係

日本側が第１次裁判権を有する場合、被疑者の拘禁の移転要請があるときには、速やかにこれに応ずる旨を明記すること。

（８）１８条関係

（ア）公務外の米軍構成員等又は米軍構成員等の家族により被害を受けた場合であっても、日米両国政府の責任において補償が受けられるよう明記すること。

（イ）米軍構成員等の私有車両の任意保険（対人・対物）の加入率を把握し、全件加入を求めること。

（９）２５条関係

日米合同委員会の場で、施設及び区域の運用等に関して地元自治体の意向を聴取し、それを協議することを明記すること。あわせて、日米合同委員会合意事項を速やかに公表することを明記すること。

(10) 航空機の騒音軽減措置及び飛行運用関係

（ア）航空機の飛行等について、夜間及び早朝において制限時間の拡大を図ること。土曜日、日曜日、日本の祝日、盆、年末年始及び入学試験等の特別な日において、航空機の飛行及びエンジンテスト等を禁止すること。

（イ）米空母艦載機による飛行訓練を全面的に禁止すること。

（ウ）米軍機の飛行（低空飛行訓練を含む。）については、現在、航空法第８１条の最低安全高度の規定が特例法により適用除外とされているため、これを見直し、航空法第８１条を適用すること。

(11)　災害対応関係

（ア）災害時における在日米軍との相互応援が実施できるよう明記すること。

（イ）平成１９年４月の日米合同委員会合意（「都道府県又は他の地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への立入りについて」）に基づき、基地司令官と地元自治体との災害対応のための現地実施協定が円滑かつ速やかに締結されるよう、働きかけること。

令和３年度 横田基地対策に関する要望書（米軍宛）

（令和３年１２月２７日）

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

宛先：在日米軍兼第５空軍司令官、在日米軍横田基地第３７４空輸航空団司令官

横田基地の存在は、住民の生活に様々な影響を及ぼすばかりでなく、広域的都市活動やまちづくりの阻害要因となるなど、地元自治体の行財政運営にも大きな影響を与えています。

そこで、東京都及び横田基地が所在する周辺市町は、平成８年に「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」を設立し、基地の整理・縮小・返還を含めた多岐にわたる協議を行い、同基地に起因する諸問題の解決に努めてきました。

横田基地は人口が密集した市街地に所在しており、周辺住民は航空機の騒音に悩まされ続け、航空機騒音の軽減措置に関する日米合同委員会合意があるにもかかわらず、同基地周辺の環境基準は依然として達成されていません。

これまで横田基地では、航空機の緊急着陸や部品及びパラシュートの落下、大規模な火災及び燃料漏出事故等、大惨事につながりかねない事故が度々発生しています。平成３０年度には人員降下訓練中、パラシュート落下事故が複数回発生し、令和２年年７月にも人員降下訓練中の事故が２件発生しています。編隊飛行訓練、頻繁な人員降下訓練、事前の情報提供がない中での多数の戦闘機の飛来なども行われています。

また、ＣＶ－２２オスプレイが平成３０年１０月１日に横田基地に正式配備されました。オスプレイについては、これまでの国内外における事故や配備後の飛行に伴う騒音などにより、周辺住民の不安が依然としてぬぐえない状況にあります。このような中、令和２年６月には、横田基地所属のＣＶ－２２オスプレイによる部品遺失事故が発生しました。

さらに、横田基地所属のＣＶ－２２オスプレイが令和３年６月には山形空港に、同年９月には仙台空港に、１２月には館山航空基地に予防着陸しましたが、飛行中の機体のトラブル発生は、人命に関わる重大な事故につながりかねず、周辺住民の不信及び不安を増大させるものであります。

加えて、高高度滞空型無人偵察機であるＲＱ－４グローバル・ホークが、令和３年度も、一時展開されました。平成２９年度以降、横田基地への一時展開は４回目であり、令和元年度以降３年連続となることから、横田基地への一時展開の常態化を含む今後の運用が懸念されます。

そのほかにも、基地に対するテロの可能性、諸外国や基地間での往来による新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－１９）をはじめとした感染症の拡大への懸念があるほか、令和元年度以降、横田基地所属軍人・軍属の飲酒運転による非常に危険かつ悪質な交通事故が７回も発生するなど、基地周辺地域における事件・事故により、周辺住民の不安は、これまでになく高まっています。

また、「再編実施のための日米のロードマップ」に基づく、航空自衛隊航空総隊司令部の横田基地移転に伴い設置された、共同統合運用調整所の運用等に当たっては、周辺住民に不安を与えることのないよう、引き続き適時適切な情報提供を行うことが不可欠です。

日米地位協定については、これまでも、平成２７年９月に環境補足協定、平成２９年１月に軍属に関する補足協定が締結されるなど、同協定の運用改善に向けた取組がなされていますが、犯罪防止や安全運航の観点から、米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの取組の徹底に加え、安全飛行の確保、点検整備の強化等の措置を講ずるほか、基地に関する諸問題を解決するため、同協定の適切な見直しを図る必要があります。

周辺住民がおかれている耐え難い実情を十分に理解され、下記の事項について速やかに実現されるよう要望いたします。

要望事項

１　基地問題の解決のために基地の整理・縮小・返還を含めた必要な措置を講ずること。また、横田基地における米空母艦載機着陸訓練を実施しないこと。

横田基地は人口が密集した市街地に所在しており、航空機による騒音被害及び事故に対する不安等が住民生活に様々な影響を与えるとともに、地域のまちづくりの障害になっている。

周辺住民の平穏で安全な生活を守り、地域のまちづくりを推進するため、基地の整理・縮小・返還を含めた必要な措置を講ずること。

また、硫黄島で実施される米空母艦載機着陸訓練の予備飛行場に横田基地が令和２年に引き続き２年連続で指定された。米空母艦載機の飛行訓練がひとたび実施されれば、その影響は甚大であり、周辺地域の平穏な住民生活は著しく損なわれるため、今後も横田基地における米空母艦載機着陸訓練を実施しないことはもとより、予備飛行場にも指定しないこと。

２　騒音防止対策を推進すること。

（１）周辺住民の騒音被害の軽減のため、昭和３９年及び平成５年の日米合同委員会の合意事項を厳守し、さらに以下の項目については早急に対策を講ずること。

（ア）２２時から６時までは、航空機の飛行等を行わないことを徹底するとともに、夜間及び早朝において制限時間の拡大を図ること。

（イ）周辺地域に影響のある航空機のエンジンテストについては、１７時から８時までの間は行わないこと。

（ウ）土曜日、日曜日、日本の祝日、盆、年末年始及び入学試験等の特別な日において、航空機の飛行及びエンジンテスト等による騒音を発生させないこと。

（エ）横田基地周辺市街地上空での低空飛行及び旋回飛行を行わないこと。

（オ）航空機による編隊飛行訓練等においては、横田基地外に影響を及ぼさないよう配慮すること。

（カ）ヘリコプターによる飛行訓練については、原則として横田基地の上空で実施すること。やむを得ず横田基地外で行う場合は、人口密集地域上空での飛行を避けること。

（キ）航空機の点検等に伴い発生する騒音について、必要な防音措置をとること。

（ク）ヘリコプター及びオスプレイ特有の騒音の軽減策について検討を行うこと。特に、騒音を伴う地上及びその付近でのアイドリング及びホバリングは、極力行わないこと。

（ケ）横田基地所属以外の部隊による飛行訓練を極力行わないこと。

（コ）航空機の飛行・訓練等に当たっては、周辺住民が、新型コロナウイルス禍での在宅勤務、窓を開けての換気対策、長期にわたる外出自粛等による様々な不安やストレスによる心身等への影響を抱えながら、新しい生活様式を余儀なくされていることに配慮すること。

（２）　航空機の低騒音化技術の開発及び低騒音機の使用の促進を図ること。

（３）パブリック・アドレス・システム及びグラウンド・バースト・シミュレーター等の使用に当たっては、設置場所や使用する時刻、音量に配慮するなど、横田基地の外に影響を与えないよう引き続き必要な措置を講ずること。

（４）飛来機も含め航空機のエンジンテストは専用施設で実施すること。

３　基地運用の安全対策を徹底し、航空機事故を防止すること。

横田基地においては、航空機の緊急着陸や部品落下、訓練中のパラシュート落下事故、大規模な火災及び燃料漏出事故等、大惨事につながりかねない事故が度々発生しており、再発防止のため、以下の項目について対応すること。

（１）軽飛行機を含む全ての航空機の運用について、安全確保の徹底と事故防止に万全の措置を講ずること。

（２）万一、事故等の不測の事態が発生した際は、原因究明及び航空機の整備点検の徹底により、安全性が確認されるまで、運用を再開しないことはもとより、航空機の運用に携わる全ての者に対し徹底した指導や訓練等を行うなど、再発防止に万全の措置を講ずること。また、必要に応じて現場説明を行うことなどを含め、正確な情報を迅速かつ的確に提供すること。

（３）人員降下訓練や物料投下訓練の実施に当たっては、訓練開始直前や当日、あるいは、訓練が終了してからの情報提供という事例や、情報提供がなかった事例もあったことから、訓練情報の早期提供を徹底するとともに、可能な限り詳細な訓練情報を訓練規模の大小にかかわらず、提供すること。また、人口密集地で行う訓練の危険性を十分考慮の上、これまでに発生したパラシュートやフィンの基地外への落下事故と同様の事故を防止し、基地周辺地域に影響を及ぼさないこと。加えて、横田基地所属以外の部隊による大規模な人員降下訓練や物料投下訓練を行わないこと。

（４）基地の運用に当たっては、基地外への影響を最小限に止め、周辺住民に不安を与えることのないよう細心

の配慮をし、安全対策を徹底すること。

４　オスプレイの配備・運用等について最大限の配慮を行うこと。

オスプレイについて、周辺住民から安全性への懸念が十分に解消されていないとの声があることから、以下の項目について実施すること。また、平成３０年４月以降当協議会が行った要請内容について、真摯に対応すること。

（１）ＣＶ－２２オスプレイの運用について

横田基地に配備されているＣＶ－２２オスプレイの運用について、迅速かつ正確な情報提供を行うとともに、ホームページ等による公表に努め、地元自治体や周辺住民に対する十分な説明責任を果たすこと。

また、以下の項目について対応すること。

（ア）既存の日米合同委員会合意事項を遵守すること。

（イ）飛行高度や飛行経路などの飛行実態及び訓練等の情報や機体の安全性に関する情報について、迅速かつ正確な情報提供を行うこと。

（ウ）安全対策を徹底すること。

（エ）生活環境への配慮を行うこと。

（オ）令和３年６月１４日、９月２２日及び１２月１日に発生した山形空港、仙台空港及び館山航空基地への予防着陸について、当協議会は、トラブルの原因究明を行い再発防止を図ることや、航空機の点検整備の強化等を、要請してきたが、連続してこのような予防着陸が発生したことは、多くの住民に不安を与えるものである。飛行中機体にトラブルが発生することは、人命に関わる重大な事故につながりかねないことから、これまで以上に安全確保の徹底を図ること。

（２）ＣＶ－２２オスプレイの今後の配備等について

ＣＶ－２２オスプレイは令和６年頃までに合計１０機が横田基地に配備される予定としているところ、既に配備されている部隊に追加されるものとして、１機が、令和３年７月６日に、横田基地に到着した旨米側から説明があったと、国は同年７月２０日に公表した。今回の追加配備については、事前の情報提供がないなど、周辺住民の米軍に対する不信感に繋がりかねない。

ＣＶ―２２オスプレイの今後の配備については、実際の配備に当たっての事前の情報提供を必ず行うこと。また、これまでにＣＶ―２２オスプレイ配備に伴い横田基地内に配属された人員数や追加配備に伴い配属された人員数、施設整備について、詳細な情報提供を行うこと。さらに、今後の配備計画等について地元自治体へ迅速かつ正確な情報提供を行うこと。

（３）ＭＶ－２２オスプレイの飛来について

横田基地への飛来については、周辺住民の不安を解消するため、十分な情報提供を行うとともに、安全対策の徹底と環境への配慮等を行うこと。

５　感染症の拡大防止措置及び情報提供を行うこと。

国内外を問わず感染症が発生した際は、感染拡大防止のため、適切かつ万全な予防措置を講ずるとともに、具体的な措置状況を直ちに地元自治体に連絡すること。

特に、新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－１９）については、以下の項目について対応すること。

（１）　感染拡大防止のため、迅速かつ万全な措置を講じること。

（２）　横田基地内で働く駐留軍等労働者や契約業者等の感染防止に引き続き万全を期すこと。

（３）　感染症の発生状況や措置状況等の周辺住民が安心して生活するために必要かつ詳細な情報について、積極的な公表及び地元自治体への迅速な提供を行うこと。

（４）　在日米軍による希望する駐留軍等労働者に対するワクチン接種について、国と在日米軍の間で十分な調整を行い、ワクチン接種を受けた駐留軍等労働者が不利益を被ることのないよう、適切な対応を採ること。

６　地元自治体へ適切に情報を提供すること。

横田基地の管理及び運用に伴い、地元自治体に影響を与える事柄については、適時適切に情報提供を行うこと。特に、以下の項目については、報道等で発表される前に、迅速に詳細な情報を提供すること。また、地元自治体に多大な影響を与える事柄については、事前に意見を聴取し、意向を尊重すること。

これらに加え、周辺住民に早急に伝達する必要がある

事故が発生した際には、横田基地自らプレスリリースを行うこと。

（１） 航空機の離着陸回数等に関する統計資料

（２） 米空母艦載機飛行訓練の実施予定及び訓練内容の報告

（３） 航空機の飛行高度や飛行経路などの飛行実態に関する情報

（４） パブリック・アドレス・システム及びグラウンド・バースト・シミュレーター等を使用した訓練及び人員降下訓練等の実施に関する情報

（５） 米軍構成員等が関係する事件及び事故に関する情報（内容、原因、処理経過及び再発防止策等）

（６） 基地に起因する事件及び事故等に関する情報（内容、原因、処理経過及び再発防止策等）

（７） 基地内の施設整備計画及び変更に関する事前情報（目的、内容及び時期等）

（８） 横田基地内の環境に関する情報及び環境対策への対応状況（周辺住民に影響を与えるバードコントロール、雨水流出の防止、下水道管の整備及び維持・管理、廃棄物等の種類・処理方法、廃棄物処理施設・ボイラー施設等からの排煙、特定外来生物の侵入防止、燃料等流出時の土壌対策・流出後の土壌や地下水の調査方法・結果及びＰＦＯＳ等を含む泡消火剤の保管・点検・交換・処分状況・今後の処分完了の見通しと基地内の井戸水における検出状況等）

（９）米軍再編に関する情報

７　泡消火剤【有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ）】の適正処理を行うこと。

ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡは国内での製造等が原則禁止されている。また、基地内で、ＰＦＯＳが含まれる泡消火剤の流出等の事故が発生すれば、基地外の環境にも影響を及ぼしかねないことから、徹底した安全対策を講じる必要がある。

これらのことを踏まえ、以下の項目について対応すること。

（１） 泡消火剤については、有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ）を含まないものに早急に交換するとともに、交換が終わるまでの間、適切に保管、点検すること。

（２）交換後、保管されている泡消火剤は、適切な方法により早急に処分するとともに、処分までの間使用しないこと。

８　日米地位協定とその運用について適切な見直しを行うこと。

日米地位協定とその運用について、以下の項目の適切な見直しを行い、改善を図ること。また、在日米軍においても、要望の趣旨を踏まえた運用を行うこと。

（１）１条関係

平成２９年１月に締結された日米地位協定の軍属に関する補足協定について、その運用について透明性を確保するため、同協定第５条で定める通報及び軍属に関する定期的な報告等の内容に関する情報を公表すること。

（２）２条関係

定期的に基地の使用目的や返還の可能性を検討するとともに、検討に際しては、地元自治体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。

（３）３条関係

（ア） 施設及び区域周辺の生活環境の保全並びに安全の確保のために、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の国内法を、施設及び区域へ適用する旨を明記し、法律等に基づく報告を行うこと。

また、平成２７年９月に締結された環境補足協定については、環境に影響を及ぼす可能性がある場合には、通報の有無に関わらず、立入調査を行えるよう、改善を図ること。

さらに、通報の基準については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続き（外務省仮訳）」のうち、環境補足協定と関連する事項について、環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合にまで拡大すること。

あわせて、施設及び区域において排出されるガス、排煙等の調査の実施及び結果並びに改善の内容について公表すること。

（イ）基地内の廃棄物処理施設について、毎年度、実地調査を実施するとともに、調査結果を提供する

こと。

（ウ）施設及び区域の運用に当たっては、安全確保を優先し、施設の改修工事等を実施する際には、騒音の軽減及び粉塵の飛散防止に適切な措置を施し、周辺住民の生活や農作物に影響を与えることのないよう、細心の配慮をすること。

特に航空機の万全な整備点検による事故の未然防止策の徹底、危険物の輸送・管理及び訓練時等の安全対策の徹底を明記すること。

（エ）施設及び区域内への緊急車両等の立入手続きの簡素化に努めること。

（４）９条関係

施設及び区域周辺の生活環境の保全並びに安全の確保のため、人及び動植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法を適用する旨を明記すること。特に、日本国外から民間空港を経由して入国する場合と同様に、米国から直接基地に入国する場合においても、原則として検疫が国内法令において定める基準に従って行われるよう、早急に検討を進めること。

また、米軍構成員等の感染症に関する情報を的確に把握し、地元自治体へ速やかに情報提供の上、連携して対処すること。

（５）１３条関係

米軍構成員等の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税の優遇制度を是正すること。

（６）１６条関係

米軍構成員等による交通事故や犯罪を防止するとともに、施設及び区域外における迷惑行為を行わないよう、更なる規律の保持及び教育の徹底等の措置を講ずる旨を明記すること。

近年、飲酒運転による交通事故という、非常に危険かつ悪質な事故が繰り返し発生し、周辺自治体と横田基地との信頼関係が損なわれ、かつ、周辺住民の不信と不安がこれまでになく高まっている状況を踏まえ、飲酒運転防止に係る取組を強化・徹底すること。

（７）１７条関係

日本側が第１次裁判権を有する場合、被疑者の拘禁の移転要請があるときには、速やかにこれに応ずる旨を明記すること。

（８）１８条関係

（ア）公務外の米軍構成員等又は米軍構成員等の家族により被害を受けた場合であっても、日米両国政府の責任において補償が受けられるよう明記すること。

（イ）米軍構成員等の私有車両の任意保険（対人・対物）の加入率を把握し、全件加入を求めること。

（９）２５条関係

日米合同委員会の場で、施設及び区域の運用等に関して地元自治体の意向を聴取し、それを協議することを明記すること。あわせて、日米合同委員会合意事項を速やかに公表することを明記すること。

(10) 航空機の騒音軽減措置及び飛行運用関係

（ア）航空機の飛行等について、夜間及び早朝において制限時間の拡大を図ること。土曜日、日曜日、日本の祝日、盆、年末年始及び入学試験等の特別な日において、航空機の飛行及びエンジンテスト等を禁止すること。

（イ）米空母艦載機による飛行訓練を全面的に禁止すること。

（ウ）米軍機の飛行（低空飛行訓練を含む。）については、現在、航空法第８１条の最低安全高度の規定が特例法により適用除外とされているため、これを見直し、航空法第８１条を適用すること。

(11)　災害対応関係

（ア）　災害時における在日米軍との相互応援が実施できるよう明記すること。

（イ）　平成１９年４月の日米合同委員会合意（「都道府県又は他の地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への立入りについて」）に基づき、基地司令官と地元自治体との災害対応のための現地実施協定が円滑かつ速やかに締結されるよう、働きかけること。

資料 88

横田基地における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う感染拡大防止について（要請）

令和２年６月１６日、北関東防衛局より、米国から日本に６月１２日に戻った横田基地のメンバーが、新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－１９）の検査で陽性反応を示した、との情報提供があった。

当該メンバーは、基地到着後、直ちに移動制限をかけられ、基地内で隔離されており、当該メンバーと濃厚接触した者は既に特定され、空軍兵、家族並びに地域の安全を保障するために移動制限を受けているとのことであるが、本協議会では、今後の感染拡大防止のため、以下のとおり、要請する。（※）

１　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、迅速かつ万全な措置を講じること。

２　基地内で働く駐留軍等労働者や契約業者等の感染防止にも万全を期すこと。

３　本協議会が４月３日に行った要請を踏まえ、地元自治体に対し、周辺の住民が安心して生活するために必要かつ詳細な情報提供を速やかに行うこと。

※国に対しては、「貴職においては、このような状況を十分認識され、次のとおり米軍に申し入れを行うよう要請する。」と追加

令和２年６月１７日

在日米軍横田基地第３７４空輸航空団副司令官
ジェイソン　Ｔ．ミルズ大佐　殿
北関東防衛局長　松田　尚久　殿
横田防衛事務所長　和田　善徳　殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会　長	東京都知事	小池　百合子
副会長	立川市長	清水　庄平
	昭島市長	臼井　伸介
	福生市長	加藤　育男
	武蔵村山市長	藤野　勝
	羽村市長	並木　心
	瑞穂町長	杉浦　裕之

資料 89

横田基地所属ＣＶ－２２オスプレイの部品遺失について（要請）

令和２年６月１７日、北関東防衛局を通じて、「令和２年６月１６日１７時頃、飛行後の点検において、横田基地所属ＣＶ－２２オスプレイのサーチライトドームの紛失が判明した。大きさは、６¼インチ×６¼インチ×４インチ（約１５．８センチメートル×約１５．８センチメートル×約１０センチメートル）、重量は、約１パウンド（約４５３グラム）。落下場所は不明。」との情報が、東京都及び基地周辺自治体に提供された。

部品等の落下は人命に関わる重大な事故につながりかねず、多くの住民に不安を与えるものである。

過去にも、横田基地所属機及び横田基地への飛来機の部品遺失が発生しており、その都度、再発防止の徹底と安全性が確認されるまで運用を再開しないことを要請してきたが、再度、こうした事故が発生したこと及び今回の遺失判明後の１７時以降においても、ＣＶ－２２オスプレイが飛行を続けていたことは、極めて遺憾である。

こうした事故の発生に対して厳重に抗議するとともに、貴職においては、下記のとおり対応するよう要請する。

記

１　事故の経緯を明らかにし、原因究明を行い、再発防止を図ること。
　　これらの対応が図られるまで、同機種の飛行運用を差し控えること。
２　航空機の点検整備を強化するとともに、安全確保の徹底を図ること。
３　以上に関する情報を関係自治体に速やかに提供すること。

令和２年６月１８日

在日米軍横田基地第３７４空輸航空団副司令官
　　ジェイソン　Ｔ．ミルズ大佐　殿
北関東防衛局長　　松田　尚久　殿
横田防衛事務所長　　和田　善徳　殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会　長	東京都知事	小池	百合子
副会長	立川市長	清水	庄平
	昭島市長	臼井	伸介
	福生市長	加藤	育男
	武蔵村山市長	藤野	勝
	羽村市長	並木	心
	瑞穂町長	杉浦	裕之

資料 90

人員降下訓練に伴う福生市へのフィンの落下について（要請）

令和２年７月９日、北関東防衛局より、「令和２年７月７日（火）１９時３０分頃、横田飛行場におけるパラシュート降下訓練中に、東京都福生市牛浜５８－１ＪＲ牛浜駅西口駐輪場付近にフィン（足ヒレ）を落下した。被害は確認されていない。」との情報が、東京都及び基地周辺自治体に提供された。

７月７日に落下事故が発生していたにもかかわらず、７月９日までの間に情報提供がなかったことは、信頼関係を損ねる行為である。

また、横田基地においては、６月１６日のＣＶ－２２オスプレイの部品遺失事故、７月２日の立川市へのパラシュート落下事故、そして今回の福生市へのフィンの落下事故と、人命に関わりかねない重大な事故が短期間に３回も発生した。このことは、いつまた事故が発生するのではないかという周辺住民の不安を増幅させる、まさに日常の生活環境を脅かす事態である。

さらに、事故原因や再発防止策の説明を行うまでは、同様の訓練は行わないこと等を再三求めてきたにもかかわらず、これらに関する具体的な説明がないまま、三たび、こうした事態が発生したことは、これまで要請してきた経緯を踏みにじるもので、極めて遺憾であり強く抗議する。

貴職においては、このような状況を十分に認識され、再発防止と安全確保に抜本的な対策を講じるよう、次のとおり強く要請する。

記

１　部品遺失事故及び人員降下訓練に伴う基地外への落下事故の、原因、他の落下物の有無及び再発防止策について、至急、関係自治体へ説明を行うこと。
２　安全な訓練の実施に関する教育を徹底すること。
３　上記を行うまでの間、同様の訓練は行わないこと。

令和２年７月１０日

在日米軍横田基地第３７４空輸航空団司令官
アンドリュー　J.　キャンベル大佐　殿
北関東防衛局長　松田　尚久　殿
横田防衛事務所長　和田　善徳　殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会　長	東京都知事	小池	百合子
副会長	立川市長	清水	庄平
	昭島市長	臼井	伸介
	福生市長	加藤	育男
	武蔵村山市長	藤野	勝
	羽村市長	並木	心
	瑞穂町長	杉浦	裕之

資料 91

横田基地関係者による飲酒を伴う交通事故について（要請）

令和３年４月１日、北関東防衛局から、「令和３年３月３１日午後１１時２分頃、あきる野市内において、日米地位協定が適用されるメンバー１名が関与する自動車事故が発生した。当該メンバーは、電柱に衝突したと見られる。日本の警察が飲酒検査を行ったところ、当該メンバーは、法的制限値を超えていることが判明した。この事故による怪我は報告されていない。当該事故は現在、地元の警察により調査中」との情報が東京都及び基地周辺自治体に提供された。

横田基地では、令和元年度以降、飲酒運転による交通事故という、非常に危険かつ悪質な事故が 6 回発生しており、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会が、その都度、具体的かつ効果的な再発防止策を講じること、米軍関係者に対する徹底した教育を行うこと及び綱紀粛正などを要請してきた。それにも関わらず、今回このような事故が発生したことは、何ら有効な対策が取られていないのではと疑わざるを得ず、極めて遺憾である。

この状況は、周辺自治体と基地の信頼関係を損ない、かつ、基地周辺住民の不信と不安を高める異常な事態が今も継続していると言わざるを得ない。

当協議会は、かかる事態の発生に対して、厳重に抗議するとともに、下記のとおり強く要請する。（※）

記

1　事故の経緯や背景等について明らかにするとともに、基地内外での全面的な飲酒の禁止、夜間の基地外への外出自粛等、具体的かつ効果的な再発防止策を基地の総力を挙げて直ちに講じること。
2　米軍関係者に対する教育の徹底及び関係者への厳正な処分を含む綱紀粛正を基地全体で図ること。
3　以上の対策を速やかに実施するとともに、これまで発生した同様の事故を含む、事故後の米軍関係者になされた処分内容及び、前回強く要請した、事故後の米軍関係者への教育内容等を含む基地として講じた再発防止策について、その具体かつ詳細な内容を関係自治体に明らかにすること。

※国に対しては、「当協議会は、かかる事態の発生に対して、貴職から、米軍に厳重に抗議するとともに、下記のとおり申し入れるよう強く要請する。」と要請

令和３年４月２日

在日米軍横田基地第３７４空輸航空団司令官
アンドリュー　J.　キャンベル大佐　殿
北関東防衛局長　松田　尚久　殿
横田防衛事務所長　和田　善徳　殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会　長	東京都知事	小池	百合子
副会長	武蔵村山市長	山﨑	泰大
	立川市長	清水	庄平
	昭島市長	臼井	伸介
	福生市長	加藤	育男
	羽村市長	並木	心
	瑞穂町長	杉浦	裕之

資料 92

米空軍グローバル・ホークの横田飛行場への一時展開について（要請）

令和３年５月７日及び１１日に、防衛省北関東防衛局より、令和３年５月下旬頃から約５か月間、グアムを拠点に運用されている米空軍の無人偵察機グローバル・ホーク６機（予定）が横田飛行場に一時展開されるとの情報が東京都及び基地周辺自治体に提供されました。

本件は、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増し、周辺国の軍事活動が活発化し、情報収集・警戒監視・偵察（ＩＳＲ）活動はますます重要となっている中、行われるとのことですが、平成２９年度以降、横田飛行場への一時展開は４回目であり、令和元年度以降３年連続となることから、横田飛行場への一時展開の常態化を含む今後の運用が懸念されます。

ついては、下記の項目について要請します。（※）

記

１　安全対策を徹底するとともに、騒音など周辺住民の生活環境への影響を最小限にとどめること。

２　今回の一時展開に伴い周辺住民に影響を与える事項及び同機に関わる今後の運用について、迅速かつ正確な情報提供を行うこと。

※　国に対しては、「ついては、このような状況を十分認識され、下記の項目について米軍に申し入れを行うとともに、国の責任において情報収集に努め、迅速かつ正確な情報提供及びホームページ等による公表を行うよう要請します。」と記載

令和３年５月１７日

在日米軍横田基地第３７４空輸航空団司令官
アンドリュー　J.　キャンベル大佐　殿
北関東防衛局長　松田　尚久　殿
横田防衛事務所長　和田　善徳　殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会　長	東京都知事	小池　百合子
副会長	武蔵村山市長	山崎　泰大
	立川市長	清水　庄平
	昭島市長	臼井　伸介
	福生市長	加藤　育男
	羽村市長	橋本　弘山
	瑞穂町長	杉浦　裕之

資料 93

館山航空基地における横田基地所属ＣＶ－２２オスプレイの予防着陸について（要請）

令和３年１２月２日早朝に北関東防衛局から、同月１日に得た情報として、「横田基地所属ＣＶ－２２が１２月１日午後９時頃、千葉県館山航空基地に予防着陸。怪我や損害なし。航空機は、今夜、残留する可能性が高く、明日、評価される。」との情報が、東京都及び基地周辺自治体に提供された。

飛行中の機体のトラブル発生は、人命に関わる重大な事故につながりかねず、多くの住民に不安を与えるものである。

本年６月及び９月にも、横田基地所属のＣＶ－２２オスプレイが予防着陸する事案が発生しており、トラブルの再発防止等を要請したにもかかわらず、このような事態が半年の間に三たび発生したことは、極めて遺憾である。

貴職においては、このような状況を十分に認識され、下記のとおり対応するよう要請する。（二重下線：米軍宛のみ）

貴職においては、このような状況を十分に認識され、下記のとおり米軍に申し入れるよう要請する。（下線：国宛のみ）

記

１　予防着陸に至る経緯を明らかにするとともに、トラブルの原因究明を行い再発防止の徹底を図ること。
２　横田基地所属航空機の点検整備を強化するとともに、安全が確認されるまでの間、ＣＶ－２２オスプレイの飛行を中止し、安全確保の徹底を図ること。
３　以上に関する情報を関係自治体に速やかに提供すること。

令和３年１２月３日

在日米軍横田基地第３７４空輸航空団司令官
アンドリュー　J.　キャンベル大佐　殿
北関東防衛局長　扇谷　治　殿
横田防衛事務所長　和田　善徳　殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会　長	東京都知事	小　池	百合子
副会長	武蔵村山市長	山　﨑	泰　大
	立川市長	清　水	庄　平
	昭島市長	臼　井	伸　介
	福生市長	加　藤	育　男
	羽村市長	橋　本	弘　山
	瑞穂町長	杉　浦	裕　之

資料 94

横田基地における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について（要請）

令和３年１２月２９日から令和４年１月５日にかけて、横田基地コミュニティの人員５７名が新たに新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－１９）に陽性となったとの情報が１月５日に横田基地ホームページにおいて公表され、翌１月６日には在日米軍司令部ホームページに横田基地の現在の感染者数は８５名と公表された。

米国から入国した軍人等を中心に、短期間に多くの感染者が発生しており、横田基地において急速に感染が拡大している状況である。

また、他県においては感染が確認された基地関係者からの市中感染が拡大しているという可能性が指摘されており、横田基地においても同様の事態が起こることが強く懸念される。

このような状況を踏まえ、今後の感染拡大防止及び基地周辺住民の不安解消のため、下記のとおり、要請する（※）

※国に対しては、「貴職においては、今後の感染拡大防止及び基地周辺住民の不安解消のため、国の責任において、下記のとおり、米軍に申し入れるよう要請する。」と要請。

記

１　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ワクチン接種済みの人員も対象に、以下の対策を含めた強力かつ万全な措置を講じること。

（１）　基地外はもとより、基地内においても常にマスクを着用することや、手洗いの実施などの基本的な感染防止対策を徹底すること。

（２）　他国から到着した人員は、日本に入国後２４時間以内に実施する検査、及び移動制限期間中に実施する検査の両方で陰性が確認されるまでは、自宅等に待機させること。

（３）　移動制限期間経過後においても、当分の間、基地の全軍人・軍属等の基地外への外出を公務の場合を除き禁止・制限するなど、必要最小限とすること。

２　横田基地内で働く駐留軍等労働者や契約業者等の感染防止についても、万全を期すこと。

３　これらを含め、感染拡大防止に対する措置状況について、適時、地元自治体に情報提供すること。

令和４年１月７日

在日米軍兼第５空軍司令部司令官
リッキー　Ｎ．ラップ中将　殿
在日米軍横田基地第３７４空輸航空団司令官
アンドリュー　J.　キャンベル大佐　殿
外務大臣　林　芳正　殿
防衛大臣　岸　信夫　殿
北関東防衛局長　扇谷　治　殿
横田防衛事務所長　和田　善徳　殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会　長	東京都知事	小池	百合子
副会長	武蔵村山市長	山﨑	泰大
	立川市長	清水	庄平
	昭島市長	臼井	伸介
	福生市長	加藤	育男
	羽村市長	橋本	弘山
	瑞穂町長	杉浦	裕之